令和　年　　月　　日

金融庁長官　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者

生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の利用に係る

承認の基準を満たさない事由の発生に係る届出書

「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和７年金融庁告示第74号）」（以下、告示といいます。）第68条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたため、同告示第69条第１項第２号の規定に基づき（第68条及び第69条第１項第２号は、他の条文において準用する場合を含みます。）、別紙のとおりお届けいたします。

【別紙】説明資料

**１．届出事由に該当する条文**

　告示第68条各号に規定する生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の利用に係る承認の基準のうち、同告示第68条第●号及び同条第●号に規定する基準を満たさない事由が生じるため、届け出るもの。

|  |
| --- |
| （該当条文）第68条第●号第68条第●号 |

**２．承認の基準を満たさない事由**

**３．改善計画（４.リスクの観点から重要でない旨の説明を提出しない場合）**

提出済/提出予定

**４．リスクの観点から重要でない旨の説明（３.改善計画を提出しない場合）**

提出済/提出予定

**５．添付資料**

・　【別紙●】

・　【別紙●】

以　上